

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

令和5年4月から保険医療機関・保険薬局にオンライン資格確認の導入が原則として義務付けられているところ、「答申書附帯意見」（令和4年8月10日中央社会保険医療協議会答申書別添）を踏まえ、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・保険薬局については、期限付きの経過措置等を設けることとする。

- ・医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、（１）初診時の評価を見直すとともに、（２）再診時についても新たに評価を行う特例措置を講ずる。
- ・また、あわせてオンライン請求を更に普及する観点から、（３）当該加算の算定要件を見直す特例措置を講ずることとする。
- ・これらの特例措置を令和5年4月から12月まで（9か月間）時限的に適用する。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算【月1回】

	マイナ保険証	現行の加算	特例措置（令和5年4～12月）
初診	利用しない	4点	6点
	利用する	2点	2点
再診	利用しない	—	2点
	利用する	—	—

[加算要件の特例]（オンライン請求の要件）

現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなす。

[点数マスタ]

●変更なし

111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診）	2点
113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等）	2点

●点数改定（4月～12月）

111015970	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（初診）	6点
113045070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医学管理等）	6点

●新設（4月～12月）

112026570	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診）（経過措置）	2点
112026670	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（外来診療料・経過措置）	2点
113045270	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（医学管理等・経過措置）	2点

再診・外来診療料は加算マスタ、医学管理等は手技マスタです。

[算定方法]

- ・算定するコードを手入力します。

[診療費明細書]

- ・以下の算定がある場合、再診欄の「再診」の項に当該点数を集計します。
 - 112026570 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診）（経過措置）
 - 112026670 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（外来診療料・経過措置）
- ・以下の算定がある場合、レセプト摘要欄の記載は【紙レセプトのみ】単剤で記載します。
 - 112026570 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診）（経過措置）

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置

- ・ 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について、特例措置を講ずる。
- ・ この特例措置は、令和5年4月から12月まで（9か月間）時限的に適用する。

現行の加算	特例措置（令和5年4月～12月）
一般名処方加算1 7点 一般名処方加算2 5点	+2点
後発医薬品使用体制加算1（90%以上） 47点 後発医薬品使用体制加算2（85%以上） 42点 後発医薬品使用体制加算3（75%以上） 37点	+20点
外来後発医薬品使用体制加算1（90%以上） 5点 外来後発医薬品使用体制加算2（85%以上） 4点 外来後発医薬品使用体制加算3（75%以上） 2点	+2点

◆一般名処方加算

[追加の施設基準]

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

[点数マスタ]

●変更なし

120004270	一般名処方加算1（処方箋料）	7点
120003570	一般名処方加算2（処方箋料）	5点

●新設（4月～12月）

120005470	一般名処方加算1（処方箋料）（経過措置）	9点
120005570	一般名処方加算2（処方箋料）（経過措置）	7点

[算定方法]

特例措置の施設基準を満たす場合は、システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

993	医薬品安定供給問題特例措置（自動算定）
-----	---------------------

施設基準の設定がある場合は、特例措置の点数を自動算定します。

施設基準の設定がない場合は、現行の点数を自動算定します。

[診療費明細書]

- ・ 以下の算定がある場合、その他欄の「処方せん」の項に当該点数を集計します。

ただし、当該加算回数は回数カウントしません。

120005470 一般名処方加算1（処方箋料）（経過措置）

120005570 一般名処方加算2（処方箋料）（経過措置）

◆外来後発医薬品使用体制加算

[追加の施設基準]

- （1）外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- （2）医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されていること。

- (3)(1)及び(2)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

[点数マスタ]

●変更なし

120004370	外来後発医薬品使用体制加算 1	5 点
120004070	外来後発医薬品使用体制加算 2	4 点
120004170	外来後発医薬品使用体制加算 3	2 点

●新設(4月~12月)

120005170	外来後発医薬品使用体制加算 1 (経過措置)	7 点
120005270	外来後発医薬品使用体制加算 2 (経過措置)	6 点
120005370	外来後発医薬品使用体制加算 3 (経過措置)	4 点

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準を満たす場合は以下の基準に合わせて設定します。

3487	外来後発医薬品使用体制加算 1
3488	外来後発医薬品使用体制加算 2
3598	外来後発医薬品使用体制加算 3

特例措置の施設基準を満たす場合は以下を設定します。

993	医薬品安定供給問題特例措置 (自動算定)
-----	----------------------

特例措置の施設基準の設定がある場合は、特例措置の点数を自動算定します。

特例措置の施設基準の設定がない場合は、現行の点数を自動算定します。